

部会の設置について

部会設置の考え方

個別テーマの研究 骨子案づくり

「自治基本条例の策定手順」(第2・4回会議資料)に基づき、個別テーマを研究するための部会を設置する。下記の3部会に分かれて並行して討議していく。

部会	主な研究内容
(1)市民部会	自治の主体 市民・住民の定義と範囲、それぞれの権利と責務、市民自治と市民参加、情報共有・公開・提供、個人情報保護、住民投票、不利益救済制度など
(2)行政部会	自治のしくみ 議会・議員の役割と責務(議会への市民参加は可能か)、市・市長・職員の役割と責務、行政手続き、行政評価、財政運営、基本構想・総合計画、監査、公益通報、国・県・他の市町村との関係など
(3)協働部会	連携と協力 協働、共治(ガバナンス)、市民と市との役割分担、本条例審議会、車座集会の運営、パブリックコメント(意見公募手続き)、パブリックインボルブメント(住民参画手続き)、まちづくり市民提案制度、地区計画素案、コミュニティ予算やNPOへの助成など

部会の位置づけと運営について

- ・個別テーマを項目別に定義する。
- ・各部会の自主的な運営によって調査研究を行う。(必要に応じて予算配分)
- ・全体会議において報告・発表、意見交換を行う。
- ・必要に応じて市の支援委員に対して部会への参加や情報提供等の要請ができる。

